

## 富山県ドクターへリ運航業務委託仕様書

### 第1 総則

- 1 本仕様書は、富山県（以下「委託者」という。）が富山県立中央病院を基地病院として行う救急医療用の専用機器を装備したヘリコプター（以下「ドクターへリ」という。）の運航業務を委託事業者（以下「受託者」という。）に委託するにあたって必要な事項を定める。
- 2 委託者は、消防機関、医療機関等からの出動要請に基づき、ドクターへリに医師及び看護師が同乗して救急現場等に向かい、患者に救命医療を施しつつ富山県立中央病院（以下「基地病院」という。）その他の医療機関等に搬送する業務を実施するにあたり、ドクターへリの配備とその運航に関する業務（以下「本業務」という。）を受託者に委託するものとする。
- 3 受託者は、ドクターへリの配備及び運航にあたって次の法令等及び本仕様書の規定を遵守し、委託者の指示に基づき誠実に本業務を履行するものとする。
  - (1) 航空法（昭和27年法第231号）、電波法（昭和25年法第131号）、その他の関係法令及び救急医療対策事業実施要綱（厚生労働省医発692号：昭和52年7月6日制定）
  - (2) ドクターへリ運航委託契約に係る運航会社の選定指針（平成13年9月6日指第44号厚生労働省医政局指導課長通知）
  - (3) 運航会社及び運航従事者の経験資格等の詳細ガイドライン（平成15年5月22日：（社）全日本航空事業連合会ヘリコプター部会ドクターへリ分科会）
- 4 受託者は、富山県ドクターへリの運航範囲である富山県全域及び岐阜県北部等の地域について、その地理的・気象的特性を踏まえ、救急患者搬送等に迅速かつ安全に対応すること。

### 第2 委託要件

本業務を受託者に委託する要件として下記の事項を満たすものとする。

- 1 受託者の本業務に係る操縦士、整備士、運航管理担当者は、日本航空医療学会が主催する「ドクターへリ講習」課程を終了しているものとする。  
また、運航管理担当者にあっては、他地域のドクターへリ運航業務を実施する医療機関等においてCS（コミュニケーション・スペシャリスト）研修を修了していることが望ましい。
- 2 ドクターへリに供するヘリコプターについて、年間を通じて間断なく運航することが可能な機数を保有していること。

### 第3 委託期間

- 1 本業務の委託期間は、契約の日から令和13年3月31日までとする。ただし、ドクターへリの運航開始日は、令和8年4月1日とする。
- 2 受託者は、運航開始前に、委託者の準備が整い次第、医療機器等の搭載検証、医療スタッフへの安全教育等を行うものとする。

### 第4 運航時間

運航時間は原則として午前8時30分から日没又は午後6時30分のいずれか早い時刻までとする。ただし、詳細については別途制定する富山県ドクターへリ運航要領（以

下「運航要領」という。)の規定によるものとする。

## 第5 運航範囲

救急現場への対応、病院間搬送におけるドクターへリの運航範囲は、原則として富山県全域及び岐阜県の北部の地域とし、詳細については運航要領の規定によるものとする。

ただし、他の地域の医療機関及び消防機関等からの要請並びに大規模災害発生における被災県等からの応援要請に対しては委託者、受託者の協議のもとで対応するものとする。

## 第6 委託業務の実施場所

- 1 ドクターへリの常駐場所は、基地病院の屋上ヘリポートとする。
- 2 操縦士及び整備士の待機場所及び運航管理室は、基地病院内に設置する。
- 3 ドクターへリの点検整備を行う場所、風雨雪避雷のための避難場所、夜間停泊させるために使用する場所等及び格納庫並びに基地病院の屋上ヘリポート以外での燃料給油施設は、受託者が確保するものとする。
- 4 前項の点検場所等を変更する場合は、委託者、受託者の協議のもとで対応するものとする。

## 第7 本業務の内容

受託者は、委託者の指示により次に掲げる業務を実施するものとする。

### 1 年間を通じ間断のないドクターへリの運航

- (1) 受託者は、ドクターへリ1機を通年で継続配置し、国土交通省航空局による有効な免許又は資格を有する第9に掲げる者を通年で配置し、本業務を履行するものとする。
- (2) ドクターへリの日常点検及び保守点検等の整備、必要な部品、資機材及び航空燃料、潤滑油等の調達は、受託者の責任において実施するものとする。
- (3) ドクターへリ内の日常的な清掃は受託者において行うものとする。ただし、消毒並びに血液及び吐瀉物等の清掃については、委託者の責任において受託者が協力して行うものとする。

### 2 大規模災害時における被災県等へのドクターへリの出動

- (1) 大規模災害時において、被災県からドクターへリの出動要請を受け、委託者が出動を決定した場合、当該被災県に出動するものとする。
- (2) 大規模災害時において、被災県にドクターへリを出動させたためドクターへリが不在となった本県の近接県から出動要請を受け、委託者が出動を決定した場合、当該近接県に出動するものとする。
- (3) 前2号に掲げる出動は、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県並びに各基地病院が締結する「大規模災害時におけるドクターへリ広域連携に関する基本協定」に基づいて実施するものとし、具体的な運用方法は別に定める。

### 3 安全管理

受託者は、ドクターへリの円滑な運航を目的として、運航の安全管理、飛行計画の提出、航空法に基づく各種申請、飛行記録及び整備記録等の整理保管、気象及び航空情報の収集分析、インシデント・アクシデント情報の報告、医療スタッ

フへの継続的な安全教育等、運航及び整備に関し必要な安全管理業務を実施するものとする。

#### 4 場外離着陸場の調査、申請等業務

- (1) 本業務に必要な場外離着陸場の確保については、委託者、受託者が互いに協力して推進するものとする。
- (2) 受託者は、委託者からの指示に基づき場外離着陸場の調査を行い、航空法に基づく場外離着陸場の申請及び許可取得事務並びに緊急離着陸場の台帳整備を行うものとする。
- (3) 場外離着陸場を新たに追加する場合、受託者はその調査・申請業務として、消防機関及び自治体等の要請に基づき、新規の離着陸場候補地を実地に調査し、航空法に基づく場外離着陸場の申請及び緊急離着陸場の台帳への追加等を行うものとする。
- (4) 受託者は、離着陸場の現況調査業務として、台帳に登録されている場外離着陸場及び緊急離着陸場について、経年変化等の現況の調査（G P S 測位、レーザー測量等の実測）を行うものとする。

#### 5 ドクターへリ運航に係る連絡調整等

- (1) 受託者は、ドクターへリを安全に運航するため、場外離着陸場及び緊急離着陸場の運用に際し、消防機関、医療機関等に対して、ドクターへリの運用手順、注意事項、安全管理等について、連絡調整等を密に行うものとする。
- (2) 受託者は、富山県消防防災ヘリコプター等との連携活動が円滑にできるよう、ドクターへリの運用に関する連絡調整等を行うものとする。
- (3) 受託者は、ドクターへリ業務に関する会議、打合せ等に参加し、ドクターへリの運用に関する連絡調整等を行うものとする。

#### 6 ドクターへリ出動記録簿の作成

- 7 ドクターへリ搬送に係る消防機関及び医療機関等との訓練等業務（連絡調整等及びドクターへリ運用のマニュアルの作成を含む。）
- 8 ドクターへリ救急現場等運用要領等安全対策資料の作成
- 9 救急現場における医療スタッフの支援業務
- 10 富山県ドクターへリの啓発活動への協力
- 11 その他ドクターへリ運航に付随して委託者が必要と認める業務

### 第8 ドクターへリの基本仕様

- 1 救急患者搬送に迅速かつ安全に対応するため、ドクターへリの機種及び機体の装備品等については、以下の要件を満たすこと。

- (1) 性能等基準は次のとおりとする。
  - ① 騒音・風圧・狭隘地（高速道路を含む。）への着陸を勘案し、概ね全長13m×全幅11m程度で屋上ヘリポートに着陸可能なヘリコプターであること。
  - ② 双発エンジンであること。
  - ③ T A級又はT A級に準じた運航が可能であって、耐空性基準に適合する運航が可能であること。
  - ④ 操縦士、整備士を除き患者及び医師、看護師等5名が搭乗可能であること。
  - ⑤ 山岳地帯で救助された傷病者等への治療等に係る出動要請に対応できること（操縦士、整備士、搭乗者5名及び必要な医療機器・資器材並びに燃料

を搭載し、O G E I S A +20°Cの条件で、標高2,450m程度の地点(平坦地)において安全な離着陸が可能であることが望ましい。)。

- ⑥ 十分なキャビンスペースを有し、収容患者に対して使用する医療器材を搭載し、同時に使用可能とすること。
- ⑦ 機内において患者の身体が十分に観察可能で、補助循環装置等の搬入及び操作が可能であること。
- ⑧ 一般の患者に加え、妊産婦の収容や、保育器等の搬入が容易であること。
- ⑨ 本業務に従事するための十分な航続距離を有すること。
- ⑩ 患者2名の同時収容が可能であること。

(2) 航空機の航法機器・装備品等は、次のとおり設備がなされているものとする。

- ① 天候急変に伴う安全回避策が講じられる航法計器が装備されていること。
- ② G P S を備えていること。
- ③ エアーコンディショナーが設備されていること。
- ④ 搭載用又は機体装備医療機器用の専用電源接続口が設備されていること。
- ⑤ 薄暮時等の運航を勘案し、操縦計器に影響を与えないような客室照明を備えていること。
- ⑥ 薄暮時等の運航時における安全性向上のために、サーチライト又はセカンドランディングライトを備えていること。
- ⑦ 地上に向けて放送できるラウドスピーカーを備えていること。

(3) 機体には、次に示す医療機器の装着あるいは設置が可能な内装(リテナー含む)が施されていること。

- ① 搭載している人工呼吸器等に2時間以上100%酸素等を供給できるシステムを備えていること。
- ② 酸素及び医療ガスアウトレット
  - ・メインシステム(機体に固定)
  - ・ポータブル酸素(設置場所確保)
    - 500リットルボンベ(ポータブルセットを2本すぐ取り出しが可能な状態で固定搭載する場合は、メインのバックアップシステムを別に設置する必要はない。)
    - ・酸素アウトレットは3系統以上
    - ・吸引アウトレットは2系統以上(吸引セットは自由)
- ③ 電源は、AC100~115Vのアウトレットは最低2系統、DC28Vは1系統であること。
- ④ 心電図モニター(機体に固定)
  - 呼気ガスCO<sub>2</sub>モニター、パルスオキシメーター、血圧計の内装型への対応が可能であること。
- ⑤ 除細動器(機体に固定)
- ⑥ 人工呼吸器(機体に固定)
  - 病院間転送時は、ポータブル人工呼吸器が利用されることもあるため、これの設置位置が確保されていること。
- ⑦ シリンジポンプ等の輸液ポンプ
- ⑧ 点滴フックは4カ所であること。
- ⑨ 保育器の固定が配慮されていること。

(4) その他、以下の点に留意した装備等がなされていること。

- ① 基地病院等のヘリポート及び場外離着陸場等への離着陸時、周辺部への騒音軽減に十分な配慮がなされている機種であること。
- ② 不整地への離着陸を勘案し、スキッド（ソリ式）などの降着装置の装備、雪上離着陸を勘案し、スノーシュー（雪上離着陸用かんじき）などの装備があること。
- ③ 機内に基本装備されるストレッチャー1台の仕様は、救急現場での地上支援（消防機関等）及び基地病院等ヘリポート着陸後の患者移送導線等を勘案し、最小要員を持って取り扱いが可能なものであること。
- ④ 厚生労働省が推進する医療業務用無線機及び消防・救急無線機搭載に係る基本改修がなされていること。
- ⑤ 離着陸時におけるダウンウォッシュ（風圧）の影響が比較的軽微な機種であること。

## 2 予備部品

受託者は、本業務に必要な予備部品を準備し、本業務に支障のないよう補給体制を維持するものとする。また、受託者は、消耗した予備部品を遅滞なく補充するものとし、その費用は委託料に含まれるものとする。

- 3 本業務に使用するヘリコプター（本機）は、ドクターへリの運航実績があり、第1項に掲げる基本仕様を満たしていると委託者が認めた機種とする。
- 4 本機の定期点検や不具合時等への対応として本業務に使用するヘリコプター（代替機）は、ドクターへリの運航実績があり、第1項に掲げる基本仕様と同等又はそれに準じていると委託者が認めた機種とする。
- 5 新たな医療機器の装着又は搭載や医療行為を可能とするためにヘリコプターの機体改修が必要となった場合、受託者は委託者と協議の上対応するものとする。

## 第9 人員の配置

- 1 受託者は、ドクターへリを運航するために、次に掲げる人員（以下「運航従事者」という。）を通年配置するものとする。
  - (1) 操縦士：1名
  - (2) 整備士：1名
  - (3) 運航管理担当者：1名
- 2 受託者は、運航従事者の選任に際して各員の業務経歴等を勘案し、第7に規定する業務を安全に遂行するために必要な技量を有するものを選任することとし、選任者の氏名、資格及び業務経歴等を予め委託者に通知するものとする。
- 3 受託者の運航従事者は心身ともに健康で、業務遂行のために必要な資質を備えている者で、次に掲げる要件を満たしている者とする。
  - (1) 操縦士
    - ① 事業用操縦士以上の技能証明及び有効な航空身体検査証明を有する者
    - ② 以下の要件を満たしている者
      - ア 1,000時間以上の機長時間を有すること（うち500時間以上はヘリコプタ一機長時間であること）
      - イ 本業務において実施する運航と類似した運航環境における飛行時間を500時間以上有すること。なお、「類似した運航環境」とは、海、山、交通量の多い都会などの地形学的な特徴が類似した運航環境を指す。
      - ウ 使用する機種による50時間以上の飛行時間有すること。ただし、平成

29年7月1日時点で既にドクターヘリ操縦士として任用されている操縦士については、上記ア及びイの要件は適用しない。

③ 特殊飛行（救急患者搬送、低空、山岳、海上、救難救助）の経験を有する者

（2）整備士

- ① 航空整備士の技能証明を有する者
- ② 有資格整備士として5年以上の整備実務経験を有し、当該機種又は同等機種以上の整備実務経験を3年以上有する者

（3）運航管理担当者

運航管理業務について2年以上の経験と航空機、関連法規、無線通信及び気象に関する知識と技能を有する者

4 委託者は、運航従事者を不適当と認めた場合には、受託者に対してその変更を求めることができるものとする。また、受託者が運航従事者を変更しようとする場合には、予め委託者の承認を得るものとする。

## 第10 業務を実施するために必要な設備、機器等

本業務を実施するために必要な次の設備や機器等のうち、受託者の負担分については、受託者において調達、設備（準備）及び維持管理するものとし、その費用は委託料に含めるものとする。なお、以下に掲げる項目以外に必要な設備や機器等がある場合は、委託者、受託者で協議することとする。

### 1 委託者の負担

- （1）操縦士・整備士の待機室の設置、待機室における電話・インターネット等の必要な通信線の調達・配線、光熱水費
- （2）基地病院における運航管理室の確保、設置と保守、光熱水費
- （3）運航管理室への医療福祉用無線、消防・救急無線、架台の調達及び無線用のアンテナ及び通信線の配線
- （4）運航管理室への消防用専用電話機及び一般電話機（工事費及び通信料金を含む）の調達。インターネット等通信線の配線
- （5）運航管理室において運航管理担当者が用いる業務用机、椅子、更衣ロッカー、書類キャビネットの調達及び設置等
- （6）ドクターヘリ搭載用の医療機器・器材等の調達、補てんと保守、維持管理等
- （7）その他委託者の負担が適当と認められる事項

### 2 受託者の負担

- （1）運航管理室への航空無線機（無線アンテナ含む）、気象情報用端末等の調達・配備等
- （2）ドクターヘリに搭載する医療福祉用無線機、消防・救急用無線機（全国波、県波及び防災相互波）、航空無線機及び架台の調達並びにヘリへの装備。なお、医療福祉用無線機及び消防・救急用無線機はアナログ無線とデジタル無線の両方式に対応できるものとし、無線機の現地調整も行うものとする。
- （3）運航管理室で運航管理担当者が使用するパーソナルコンピュータ、プリンタ等のOA機器
- （4）運航管理室の業務連絡用電話機（固定・携帯）、ファクシミリ（工事費及び通信料金を含む）及びコピー機の調達

- (5) 運航従事者用のテレビ、冷蔵庫、茶簞笥及び応接セット（ソファー等）の調達
- (6) 整備作業用工具
- (7) 機体野外係留用具
- (8) 運航業務に直接必要な運航機器・機材・消耗品（航空燃料を含む）及びこれらの維持管理費用
- (9) その他受託者の負担が適当と認められる事項

## 第1 1 航空保険

受託者は、本業務の履行にあたり次の条件に適合する航空保険を付保するものとし、その費用は委託料に含めるものとする。

また、受託者は業務遂行上、第三者及び乗客に損害を生じさせた場合であって、航空保険の対象とならない場合については、誠実に当該損害を賠償しなければならない。

なお、以下の航空保険以外に付保を必要とする場合は、委託者、受託者協議の上で行うものとする。

- 1 機体保険 後継機購入必要相当額
- 2 第三者・乗客包括賠償責任保険 限度額50億円／1件程度
- 3 EMS 総合賠償保険
  - 搬送患者：限度額5億円／1件程度
  - 第三者被害見舞金：限度額50万円／1件程度
- 4 搭乗者傷害保険（乗員を除く全ての同乗者）
  - 死亡保険5,000万円 医療日額20,000円
  - ただし、搭乗医師及び看護師については、死亡保険1億円以上付保

## 第1 2 その他

本業務の実施にあたっては、本仕様書の他、別途定める「富山県ドクターへリ運航要領」に従うものとする。

## 第1 3 疑義

受託者は、本業務の実施にあたり本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議のうえ、これを解決するものとする。